

# 室蘭市立みなと小学校 いじめ防止対策基本方針

室蘭市立みなと小学校

令和5年3月改訂

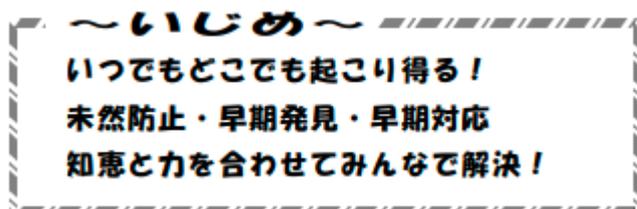
## 1 いじめの防止等にかかる総括的な基本方針・基本理念

子どもはいつの時代でも、自分のよさや持ち味・可能性を思う存分に発揮し、明るい未来に向かって伸びゆくものである。だから、いじめが元となってその芽を摘まれてしまうようなことは絶対にあってはならない。

しかし残念なことに、いじめはどの子どもにも関わる問題となっているのが現状である。よって、いじめ防止にかかる対策は、全ての子どもが様々な教育活動への取組を通して、対人関係からのトラブルを自ら解決する力を身に付けるとともに、友だちと力を合わせて少しでも高みを目指す楽しい学校生活を送るということを旨としてとられることが肝要である。

そのためにも、教職員は、いじめを絶対に許さない強い気持ちと緊張感をもって子どもたちと向き合っていく努力を積み重ねていかなければならない。

また、校内組織の機能向上、保護者・地域、校外の関係機関との連携も密にし、いじめを受けた子どもの保護並びに関係した子どもへの指導、そして問題そのものの根本的な解決に向けてあらゆる手段を用いることを基本としたい。



## 2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係（※1）にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌な

ことを無理矢理させられたりすること等を意味する。

一過性のものであっても、被害側の心情に寄り添い、一つ一つの事象を軽視せず、どんな小さなことでも、いじめの始まりとなり、いじめへと発展する可能性があることを忘れてはならない。

### 3 いじめの理解

いじめは「いつでも、どこでも、誰にでも、起こり得る」問題である。

本校でも、年に5回行うアンケートで、「いじめられたことがある」と回答する児童が必ず数名いる。現在までは幸いにも、深刻な状況には至っていないが、いじめに対しては前述のとおり、今日にでも十分に起こり得る問題であるにとらえ、これを絶対に許さない強い気持ちと緊張感をもって子どもたちの実態をとらえていく努力をこれからも積み重ねていかなければならない。

「けんか」や「ふざけ合い」「いじり」がいじめに該当するか否かの判断は、第一に、被害児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、時間をかけよく話を聞き、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、確認する必要がある。インターネット上で悪口や誹謗中傷を書かれた児童生徒について、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、適切な対応が必要である。

また、いじめは被害側と加害側が入れ替わったり、集団の構成面でも傍観者や無関心を装う者を生み出すなどの複雑な状況があることに加え、「けんか」や「ふざけ合い」であっても見えないところで被害が発生していたりいじめに発展する可能性があることなどから、事の大小にかかわらず、迅速・確実・丁寧な対応が求められる。そのため、校内における組織体制の機能向上はもとより、教職員一人一人の子どもを見取る感性のレベルアップを図るとともに、保護者・地域、校外の関係機関との連携により、広い視野とマンパワーを有効に活用していじめ問題の克服に努めていかなければならない。

### 4 いじめ防止等のための学校組織体制

情報連携と行動連携をスムーズに進めていくためにも、また、迅速・確実・丁寧な対応のためにも、学校としての組織体制を強化し、その機能を高めていくことは非常に重要である。本校においては、既存の「学級経営交流会」「生徒指導交流会」「子ども支援委員会」「PTA役員会」「学校評議員会」等の機能を高めることを通して体制づくりに努めていく。

(1) いじめ対策委員会の構成 校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導担当・特別支援  
コーディネーター・養護教諭

(2) 日常的な連携組織

担任・生活指導担当・養護教諭等による情報交換

※心の相談員からの情報

↓

教頭・主幹教諭への情報集約

↓ (校長との相談の上)

いじめ対策委員会

↓ (対応方針決定)

職員会議 (情報の共有と行動連携に向けた共通理解)

(3) 定期的な情報交流

職員朝会、定例職員会議において各学級の情報交流を積極的に行う。

(4) 既にある組織の機能を向上させる形での情報交流

- ・学年学級経営会議
- ・生徒指導交流会
- ・特別支援教育にかかる校内支援委員会

(5) 学校評議員コミュニティ・スクール (学校運営協議会)

- ・PTA役員会と連携した情報交流
- ・PTA役員会において情報交換を積極的に行う。
- ・学校評議員会議コミュニティ・スクール (学校運営協議会) で情報提供し、意見交換を行う。

(6) 組織的ないじめ防止等の取組についての評価・点検

①自己点検

【道教委作成のいじめ問題にかかる取組状況のチェックリスト】

- いじめへの対処方針等について全教職員で確認している。
- いじめへの対処方針を家庭や地域に向けて公表するとともに、参観日等に、いじめの問題について保護者と話し合う機会を設けている。
- いじめの問題に関する校内研修を実施している。
- いじめの実態を把握するために、定期的なアンケート調査や個別懇談を実施している。
- 子どもたちがいじめの問題等について、主体的に考える取組を実施している。
- 「ネット上のいじめ」等への対応のためのネットパトロールを実施している。

- いじめ基本方針について教職員が共通理解している。
- 子ども支援委員会等が適切に機能し、迅速・適切な対応がとられている。
- 関係機関との連携が図られている。
- 学校全体の問題としてとらえられ、対策が考えられている。

## ②学校評価を活用した点検

### 【学校評価の保護者・児童アンケート】

#### 《保護者アンケート》

- お子さんは、クラスの友達と仲良くできている。
- 学校では、基礎的な学力が身につくような分かりやすい授業をしている。
- 教職員は、子どもの興味や意欲を高める授業を工夫している。
- 学校は、子どもたちに生命を大切にする心や、社会のルールを守る態度を教えている。
- 学校は児童一人一人を理解し、大切にしている。
- 学校は、個人懇談や教育相談等を必要に応じて設定し、相談しやすい。

#### 《児童アンケート》

- クラスの友達と仲良くできている。
- 先生は、勉強が分かるように教えてくれる。
- 先生は、「知りたい」「やってみたい」「できるようにになりたい」と思うような授業をしてくれる。
- 学校で、「命の大切さ」や「社会のきまり」を教えてもらっている。
- 先生は、がんばっていることを褒めてくれたり、困ったときに手助けしてくれたりする。
- 勉強や友達のことなど、先生には何でも相談しやすい。

## 5 いじめ防止に向けた取組（リスク・マネジメント1）

友人や教職員との信頼関係のもと、安心・安全を基盤とした、規律ある集団生活の中で、みなと小学校への帰属意識をもつとともに、授業や各行事に主体的に参加し、それぞれが自己の目指す高みへと向かっていくことができるような学校づくりを進めていくことが重要である。

リスク・マネジメントの一つとして、子どもたちの心がいじめに向かうことなく、互いに血の通ったあたたかな人間関係を構築できるようにするとともに、それらの営みを通して自己有用感をもてるよう次のことに力点を置いていきたい。

(1) ゆとりと規律のあるバランスのとれた日課の工夫に努める。

- ・メリハリとリズム ・ふれあいと絆の深まり ・全職員による行動観察の充
- (2) 分かる楽しい授業づくりに努め、子どもたちが学習に意欲をもてるようにする。
- ・学習課題の明確化による学習への見通しをもたせる工夫
  - ・ノート指導の充実と、学習内容の振り返り及び次への意欲をもたせる場の設定
  - ・ICTの活用
  - ・言語活動の充実
  - ・TTや習熟度別指導による個に応じた指導の充実
  - ・家庭と連携した家庭学習の充実
- (3) 特別の教科 道徳を要とした道徳教育の充実に努める。
- ・全教育活動における道徳的な視点のねらいの明確化
  - ・道徳科の指導計画の改善と充実
  - ・「生命尊重」「思いやり」「信頼・友情」等の指導の重点化
- (4) 特別活動における望ましい集団活動の充実に努める。
- ・各種行事のねらいの焦点化と内容の見直し及び改善
  - ・児童会活動でのいじめ防止の取組 ・異年齢集団活動の充実
  - ・「室蘭子どもサミット」を始めとする対外的な取組への積極的な参加と成果報告
- (5) 未然防止のための教職員研修を充実させる。
- ・学級経営交流会や子ども支援会議等の活用
  - ・子どもを見取るためのポイントや教育相談の技術等に関する研修
  - ・子ども理解支援ツール「ほっと」の活用（集団としての性質や特徴を客観的に共通理解するために）

## 6 いじめの早期発見のための取組（リスク・マネジメント2）

- ・欠席児童の実態把握（その日のうちに必ず確認）
- ・心の相談員との情報交換やいじめアンケートの実施等による実態把握
- ・児童も参加する学校評価の実施
- ・教職員と児童の日常的なふれあいを大切にした行動観察の充実
- ・「いじめチェックリスト」の視点に関わる研修と、それを活用した個別かつ客観的な子どもの見取り
- ・機を逃さない教育相談活動の実施
- ・相談窓口の周知（児童・保護者・地域）
- ・定期的なネットパトロールの実施

## 7 いじめへの対処（クライシス・マネジメント）

いじめに限らず、子どもの問題行動については、その問題の本質から決して目をそらすことなく、家庭との連携を十二分に密にし、関係機関との連携を常に視野に入れて指導の質を上げていく必要がある。以下、いじめの事実が確認された場合に特化して、学校としての方針を述べる。

### （1）いじめが発覚したときの初期対応

- ①情報源を確認するとともに、その事実関係を客観的に捉え、校内のいじめ対策委員会（以下、「校内委員会」）を開く。（迅速な報告と積極的な認知）
- ②校内委員会内において情報を共有し、いじめを止め、被害児童を守る観点から指導の方向性を定める。（まずは対処療法）
  - ・ いじめを受けた児童への支援及び保護者に対する情報提供（日頃からの安心・安全な環境づくり）
  - ・ いじめを行った児童への指導及び保護者に対する助言（いじめの非に気付かせ、良好な関係を取り戻そうとする気持ちの醸成）
  - ・ 双方の保護者を交えた今後の指導に関する話し合い
  - ・ 別室指導等の検討（必要に応じて）
  - ・ 関係機関への要請等の検討
- ③職員会議において、全職員で情報を共有するとともに指導方針を確認する。
- ④担任を軸に、児童同士、保護者同士のしこりが残らないようにアフターケアに努める。（被害を最小限に）

※直接指導する立場にある教職員による不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が子どもを傷つけたりいじめを助長したりすることがあることから、日頃からの研修を大切にし、学校・教職員としての責務を果たしていくことが前提となる。

※上記の取組については、状況に応じて以下の関係機関とも連携をとりながら進めていくことを念頭に置く

窓 □ = 室蘭市教育委員会指導班

情報提供・相談 = 札幌方面室蘭警察署，室蘭児童相談所，法務局  
室蘭市教育委員会青少年課，医療機関，適応指導教室

情報交換 = 子どもの安心・安全推進協議会，スクール児童館

## (2) 重大事態が発生した場合の対応

被害児童が通常の学校生活を送れない状況になったり、児童の生命・身体にかかわる事案に発展したり、保護者対応が全くうまくいかない等の状況になるといことは、初期対応のまずさが原因の第一となっていることが多い。そのため、第三者の協力を得て慎重に事を進めていくことが肝要となってくる。学校で抱え込むことなく、以下に示す様々な機関の力を借りて問題の解決に努めていく。

窓 口 = 室蘭市教育委員会指導班(22-5059)

報告連携先 = 室蘭市長、北海道教育委員会胆振教育局、札幌方面室蘭警察署

(情報提供) = 適応指導教室(45-8620) 室蘭児童相談所(44-4152)

### ①教育委員会への報告

市教委を通じて室蘭市長へ報告し、市教委の指示に従って調査・報告等を行う。

②警察等関係機関への報告 被害児童が、生命・身体の安全が確保できないような状況にあたり、加害児童の行為が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、市教委の確認のもとに警察にも通報する。

③被害児童の保護・加害児童の出席停止・別室指導等、学習の機会の保障

④保護者への詳細な報告と共同歩調による日常生活回復のための措置

## (3) 自殺が発生した場合【即日実施するもの】

①遺族や警察への状況確認

②指導記録の確認

③全教職員への聴取【数日以内に実施するもの】 関係の深い児童からの聴取 全児童を対象としたアンケート調査 ※自殺の事実を全体に伝えた場合に限る。

○遺族の要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

○事前に方針や実施の方向性などを遺族と打ち合わせる。

○調査対象者に遺族への情報提供の可能性のあることを説明する。

○個人情報の保護についても十分に説明する。

【アンケートや聴取調査により得た情報の取り扱い】

○直接見聞きしたものと伝聞情報を区別

○亡くなる前の情報と亡くなったあとの情報を区別

- (4) 対応にかかる校内研修 危機管理マニュアルも参考にしながら、事案の客観的事実や背景、緊急性、波及性 等々の諸条件を整理した上での初期対応の在り方等について事例研修を行い、有事の 際の組織体制や役割、対応の流れについて確認する。

## 8 いじめの解消

いじめは、結果、単に謝罪をもって解消したとすることはできない。「解消した」と判断するために、次の要件が満たされていることが重要である。

### (1) いじめにかかる行為が止んでいること

被害側の子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3ヶ月以上）継続していることが第一であるが、被害の重大性によってはさらに長い目で見守っていく必要がある。

### (2) 被害側の子どもが心身の苦痛を感じていないこと

行為が止んでいたとしても、被害側の子どもの心身の苦痛が解消されていなければならない。被害児童本人及び保護者に対し、面談等を通じて確認する必要がある。また、被害側の子どもへの支援内容や情報共有の在り方、教職員の役割分担等々のプランの有効性等も検証し、安全と安心が担保された状況であることも重要である。いずれにしても、校内委員会において慎重に判断することが重要で、必要に応じてスクールカウンセラー等を含めた検討が考えられる。

## 保護者の指導義務

「保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努める」（9条1項）

「国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める」（9条3項）